

岡山県公報		発行
		岡山県
目次		担当課（室）
【選挙管理委員会】 ○ 選挙時登録の基準日 ○ 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等	目次	担当課（室）

平成29年10月4日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

平成二十九年十月九日

◎岡山県選管告示第六十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

届出候補者の数		一人又は二人		三人から五人まで	
テレビジョン放送	基幹放送事業者	岡山放送株式会社	テレビせとうち株式会社	岡山放送株式会社	テレビせとうち株式会社
	回数	一	一	一	一
ラジオ放送	基幹放送事業者	山陽放送株式会社		一	
	回数			一	